

豚の生産者の皆様へ

食肉の安心安全を確保するため、
皆様のご理解ご協力をお願いいたします。



動物用医薬品

**動物用医薬品を使用したら
制限期間を守り出荷しましょう**

食肉衛生検査所では、定期的に枝肉の残留動物用医薬品検査を実施しています。

動物用医薬品は、薬剤ごとに出荷制限期間が設けられています。

検査により基準値を超過すると販売することは禁止されます。

家畜の健康状態によっては薬剤の残留が長くなる場合があります。獣医師に確認しておきましょう。

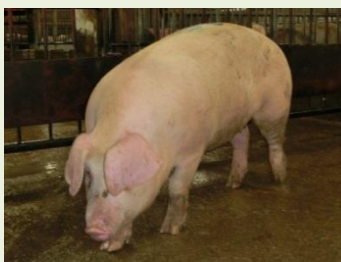
また、飼料添加物を確認し、誤使用を未然に防止しましょう。

家畜の衛生確保

**家畜の体表はきれいにして
搬入しましょう**

と畜場では衛生的な食肉の流通に取り組んでいます

搬送車の内外も清潔に保ちましょう。



家畜の搬入

**搬送中に死亡した豚は
と畜場へ搬入できません**

と畜場は、生きた家畜を対象に解体し、と畜検査を行う施設です。

搬送中に死亡した家畜は、と畜場に搬入することはできません。これらの死体は適正に処理して下さい。



仙台市食肉衛生検査所

電話：022-258-6906

ホームページ：www.city.sendai.jp/